



第3子以降児童の 保育料無料化拡大

町では子育て支援の一環として平成25年度から「児童が3人以上いる世帯」の第1子を「就学以前児童」から「中学生以下」へと認定区分を拡大し、保育料が無料となる第3子以降児童の範囲を広げました。

例) 平成24年度までは…

同一世帯の子ども	認定区分	保育料
中学生	—	—
小学生	—	—
保育園児	第1子	基準額
保育園児	第2子	半額
保育園児	第3子	無料



平成25年度からは…

認定区分	保育料
第1子	—
第2子	—
第3子	無料
第4子	無料
第5子	無料

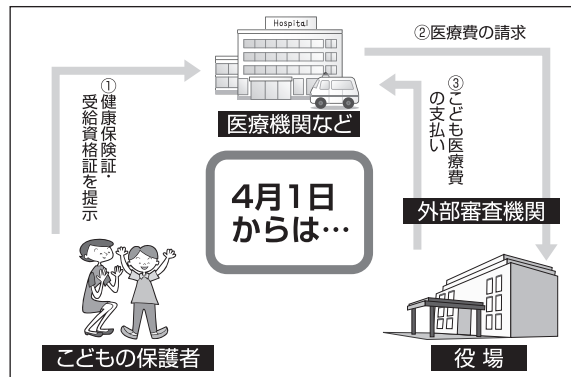
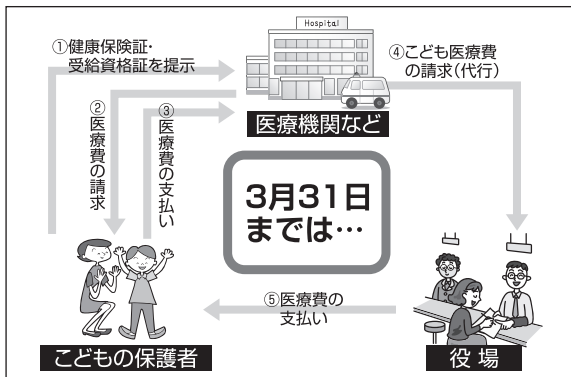
問合せ 健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

21,000円未満
(70歳以上の方は
8,000円未満)
に限り、

こども・ひとり親家庭等・重度心身障がい者の 医療費の窓口支払いが 無くなります

こども医療費の例(郡市内の場合)



平成25年4月
診療分から!



問合せ 健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

木造住宅 耐震診断費用の一部助成

対象となる住宅………

町内に存する平屋または2階建ての木造住宅(昭和56年5月31日以前に着工されたもの)

対象となる耐震診断………

「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断方法により、地震に対する安全性の診断を行うもの。

補助金額………

耐震診断費用の2分の1(上限5万円)

※詳しくは、下記までお問い合わせください。



問合せ 建設課管理都市計画担当

☎62-1463